

## ◇ 令和6年度消費税関連の改正

**Q** : 令和6年度の税制改正では、実務上注意が必要な消費税関連の改正がいくつかあるようですが、どのようなものがありますか？

**A** : 次のような改正があります。

### 【解説】

令和6年度の消費税関連の注意すべき改正には、次のようなものがあります。①②は10月から、③④は4月から適用されます。

#### ① 簡易課税制度の適用の見直し

課税期間の初日において、所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者には、簡易課税制度及び2割特例制度の適用を認めない。

#### ② 経過措置の適用制限

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除の経過措置(仕入税額相当額の8割又は5割を仕入税額とみなす措置)は、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについては適用を認めない。

#### ③ 高額特定資産を取得した場合

その課税期間において取得した金又は白金の地金等の合計額が200万円以上も高額特例資産を取得した場合の事業者免税点制度の制限が行われる。

#### ④ 免税購入された物品の仕入税額控除

外国人旅行者向け消費税免税制度により、免税と知りながら行った課税仕入れは、仕入税額控除の適用を認めない。

